

議事日程第3号

令和6年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和6年6月18日（火）
午前10時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

- 日程第1 諸般の報告
1) 陳情の受理等の報告
- 日程第2 陳情第 3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(審査結果について、文教産業常任委員長報告)
- 日程第3 陳情第 4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(同 上)
- 日程第4 発委第 2号 小人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
(文教産業常任委員長提出)
- 日程第5 発委第 3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
(同 上)
- 日程第6 議案第34号 令和6年度錦江町一般会計補正予算（第2号）について
(町 長 提 出)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

令和6年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和6年6月18日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	中島裕二	観光交流課長	木下勝幸
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	上吹越寿次
介護福祉課長	笹貫新一郎	政策企画課 病院再整備対策監	畠中成久
健康保険課長	宮園守	教育課長	白井寿子
住民税務課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	坂口美智代
会計課長	藤崎みずえ	総務課財政管係長	今村学
建設課長	船迫修一	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	池之上和隆		

令和6年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和6年6月18日（火）午前10時00分

錦江町議会議場

	(開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 諸般の報告
○笹原議長	日程第1、諸般の報告を行います。本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりとしましたので報告します。これで諸般の報告を終わります。
	日程第2 陳情第3号
○笹原議長	日程第2、陳情第3号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。 本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。10番、水口文教産業常任委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	おはようございます。当委員会に付託されました陳情第3号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情につきまして、審査を終了いたしましたので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。 当陳情は、6月5日の本会議で付託されました。そして6月7日に全委員出席のもと、委員会を開催いたしました。 子どもたちの豊かな学びを保障するために、1.中学校高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。2.学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するために、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3.自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるように加配の削減は行わないこと。4.複式学級を解消すること。5.特別支援学級の子どもを交流学級で在籍児童生徒数としてカウントすることの措置を講じられるよう、国の関係機関に意見書の提出を強く求める陳情となっております。 委員会では、子どもたち一人一人に行き届いた教育を保障するためには、少人数学級の実現が必要であり、また、教職員の長時間労働是正の働き方改革を行う上でも加配教員の増など、教職員定数の改善も必要であり、当陳情は理解できるものの、4項目、5項目については、本町の現状に合わないの

	で、結果を出すまでには至りませんでした。 審査の結果、1.2.3項目については、採択すべきものと意見の一致をみたところでございます。 なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定いたしました。ご審議のほど、どうかよろしくお願いを申し上げます。
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから陳情第3号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。 この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	日程第3 陳情第4号
○笹原議長	日程第3、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度の負担制度負担率の引上げを図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。10番、水口文教産業常任委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	それでは続きまして、発表いたします。当委員会に付託されました陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査を終了いたしましたので、その経過と結果につきましてご報告いたします。 当陳情は、6月5日の本会議で付託され、6月7日に全委員の出席のもと、委員会を開催いたしました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として定数改善に向けた財政保障をし、子どもたちに全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられるよう、教育の機会均等と

	水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げ、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、国の関係機関へ意見書の提出を強く求める陳情となっております。 審査の結果、子どもたちの豊かな学びの実現については、自治体間の教育格差が生じることがないよう、国が財政保障し、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については理解できるものである。採択すべきものと意見の一致をみたところでございます。 なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定いたしました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、陳情第４号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第４号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	日程第４ 発議第２号
○笹原議長	日程第４、発議第２号、小人数学級、教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第 39 条第２項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから発委第２号、少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書についてを採決します。お諮りします。発議第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第２号、少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書については、原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発委第２号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	日程第５ 発委第３号
○笹原議長	日程第５、発委第３号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は、陳情書の趣旨と同一につき会議規則第３９条第２項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発委第３号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決します。お諮りします。発委第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第３号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については、原案のとおり可決されました。 ここでお諮りします。ただいま議決されました発議第３号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

	日程第 6 議案第 34 号
○笹原議長	日程第 6、議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 6,267 万 6 千円の増額で、累計は 78 億 47 万 1 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る物価高騰対応重点支援給付金を 6,015 万円、並びに同事務費を 252 万 6 千円、それぞれ増額するものであります。 また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を 6,267 万 6 千円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 14 款国庫支出金と歳出 2 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	総務費、給付金定額減税一体支援事業でございますが、今回、定額減税額を上回る納税者に対して給付ということでございますが、今回、対象者が 1,004 名ということですが、給付の方法に関しましては、こういった措置をなされるのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。この部分につきましては、所得税、住民税の定額減税の実施で、低額減税となっている 4 万円の世帯全員で減税しきれない方に対しての給付が主な内容となっております。詳細につきましては、住民税務課長から答弁させます。
○猪鹿倉住 民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。

○猪鹿倉住 民税務課長	それでは、ただいまの久保議員の質問についてお答えいたします。まず、住民税につきましては、現在普通徴収の本賦課を行っておりますが、課税の中で、一応1万円の所得割に対する減額を行っております。 所得税につきましては、特別徴収の方につきましては、6月の給与から控除していった、引ききれない分については、期末手当、年末手当等で6月のボーナス等で控除することとなっております。 調整給付につきましては、特別徴収、普通徴収、年金特徴、それらの控除の中から引き切れない方がいらっしゃいます。例えば住民税でございますと、所得割に対する住民税額が8千円台だった場合、1万円が今回の定額給付になりますので、2千円、その適を受けられないということになりますのでその方について、今回補正で計上いたしました調整給付を受けることになりますので、仮に今説明しましたように1万円、住民税の定額減税を受ける方が、8千円しか所得割の恩恵を受けられなかった場合に2千円、足りないという場合は、2千円分を1万円に換算いたしまして、調整給付をいたすということになります。助成給付につきましては、7月の中旬以降、順次、対象者に対して通知を発送する予定となっております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	今、詳細の答弁いただきましたけども、調整給付で対象に関しては7月を目途に案内を送付されるということですが、基本的に調整給付の対象になる方に関しては通知をいただいた後また、例えばその振込口座でありますとか、そういった申告は、またその対象者自身でされるのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。
○猪鹿倉住 民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○猪鹿倉住 民税務課長	対象者につきましてはですね、現在、令和5年分の申告に基づいて、それぞれ住民税の課税台帳が整備されておりますので、国の算定システムを用いまして、今対象者の抽出を行っております。今後、6月から7月まで、内容をもう1回再度、チェックをいたしまして、確定した段階で、給付対象者に対して通知を行うことになっております。対象者の方から申請が提出されたものを確認いたしまして、順次給付を行っていくというスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。以上です。
○1番 久保議員	はい。

○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	確認をされて、通知をされて、今後、対処されるということでございました。非常にいろいろ事務作業と煩雑かと思えますし、また町民の皆様に対してもいろいろ今回の制度というか、手続が煩雑ですので、そういったご周知も含めて対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	物価高騰ですね、令和 6 年度に新たに住民税非課税世帯と住民税均等割のみの世帯の支援対象者となっておりますが、ここですね、私が聞きたいのは、非課税世帯が 6 年度に 1 月に税金の調査をされて、非課税世帯が 85 世帯、均等割のみ世帯が 47 世帯ということで、132 世帯が税金をしないという新たになったということですね、数字的にちょっとびっくりしてるんですけども、それに対してですね新たに課税をするようになった世帯数というのはどのくらいあるんですか。
○猪鹿倉住 民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○猪鹿倉住 民税務課長	ただいまのご質問にお答えいたします。今のところですね、今その部分については数字を調整中でございます、ちょっと調べさせてもらってよろしいですか。
○笹原議長	ここでしばらく休憩します。
	休憩 10 : 23 再開 10 : 26
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開します。
○猪鹿倉住 民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○猪鹿倉住 民税務課長	現在ですね、新たに課税の世帯となった数は 157 戸、対象者が 184 人いらっしゃいます。これにつきましては、新たに就職をされたりとか、そういった方も含まれておりますので、今のところ 157 戸、184 人ということになっております。大変失礼いたしました。以上です。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。

○5 番 浪瀬議員	面倒かけました。今、世帯数、聞いて安心したんですけど、1 年間にこんなに増えればねというところがあったものですから、お聞きしました。ありがとうございました。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議員派遣の件
○笹原議長	日程第 7、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 8 委員会の閉会中の継続審査の件
○笹原議長	日程第 8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。総務厚生常任委員長から、目下委員会に審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りましたと申出書の通り、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
	日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
○笹原議長	日程第 9、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
○笹原議長	日程第 10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 6 年第 2 回錦江町議会定例会を閉会します。
	閉会 10 : 30